

証券コード 4018

2023年9月12日

(電子提供措置の開始日2023年9月7日)

株 主 各 位

静岡県三島市一番町18-22

株式会社 Geolocation Technology

代表取締役社長 山 本 敬 介

第24回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.geolocation.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4018/teiiji/>



【福岡証券取引所ウェブサイト（上場会社検索サービス）】

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php>



(上記の福岡証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「コード」に当社証券コード「4018」を入力、または「銘柄名」に「Geolocation Technology」を入力・検索し、「詳細情報」を選択し「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年9月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県三島市本町14-31
みしまプラザホテル7階 マリアソール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、お間違えのないようご注意ください。）

3. 会議の目的事項

【報告事項】

第24期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年9月28日(木曜日)
午前10時



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年9月27日(水曜日)
午後5時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年9月27日(水曜日)
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

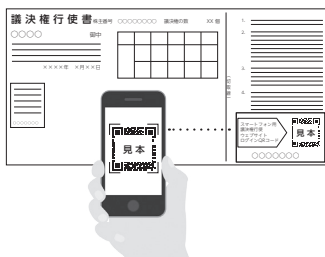
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

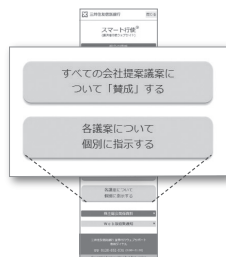
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

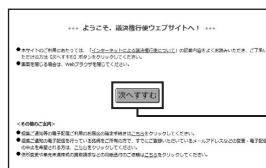
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

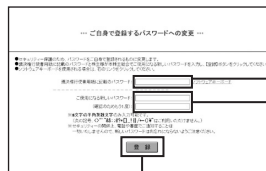
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年7月1日から)
(2023年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の緩和等、各種政策の効果により緩やかに持ち直しております。その一方で、世界的なインフレ加速や急激な為替の変動、また、資源・エネルギー価格の高騰など、先行きは依然として不透明な状況であります。

当社はIP Geolocationのデータプロバイダーとして、BtoBマーケティング、金融不正検知、動画・ゲーム配信制御、アドテクノロジーといった様々な用途に活用でき、また、企業が抱える様々な課題を解決できるサービス及びデータを提供しております。

当社の主要事業であるIP Geolocation事業は、「SURFPOINT™」「どこどこJP」「らくらくログ解析」「どこどこad」「web制作・各種受託開発」「てくてくスタンプ」の6サービスから構成され、これら全てのサービスの基礎となる「SURFPOINT™」は、当社が独自で制作した、43億個のIPv4*アドレスをカバーし、現在はIPv6アドレスのカバーも開始しているIP Geolocationデータベースです。このデータベースは1つのIPアドレスに対し、「位置情報」「企業情報」「環境情報」「その他外部情報」等、100項目以上のデータ項目を紐づけ、ネットトレーサー（専門調査員）により日次更新されており、年間数千時間の調査・分析、複数のナショナルクライアント様や大手ISP様からのフィードバック情報をもとに、常に最新で高精度の品質保持のため独自フローを採用し常に高い精度を保っております。

当事業年度におきましては、営業体制及び技術体制の強化に向けた人的投資の推進を図りました。しかしながら、その進捗に遅れが生じたことから、当初予定していたほどの増収には至りませんでした。引き続き、来期の売上高増加に結び付けるべく、人材教育による各部門の体制強化を推進し、積極的な営業活動及び新機能開発を含む開発活動を進めてまいります。

なお、投資有価証券のうち、実質価額が著しく低下したものについて減損処理を行い、投資有価証券評価損43,050千円を計上しております。

この結果、当事業年度の売上高は767,480千円（前事業年度比5.4%増）、営業利益は116,130千円（同25.4%減）、経常利益は117,304千円（同19.5%減）、当期純利益は37,991千円（同61.8%減）となりました。

(*) IPv4とは、インターネットに接続された機器同士がデータをやり取りするためにデータ送信の方法を定めた規約(=IP(インターネットプロトコル))の第4版を表し、32ビット(=2の32乗個)、つまり約43億個のIPアドレスが利用可能です。IPv6では128ビット(=2の128乗個)のデータとして表現されるため、そのアドレス総数は約340澗(1澗は1兆×1兆×1兆)個となり、事実上無限といえる数となります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(IP Geolocation事業)

「SURFPOINT™」「らくらくログ解析」は、既存の取引先に安定的な利用をしていただき堅調に推移いたしました。「どどこJP」は、2023年1月に価格改定を行ったほか、同年6月に新機能として「B2Bアクセス企業解析レポート」の提供を開始いたしました。しかし、その他追加機能開発やサービスアップグレードができず、また、イベント出展などによるプロモーション活動が十分にできなかったことから、売上高は前事業年度を下回る結果となりました。「どどこad」は、2023年春に行われた第20回統一地方選挙の広告需要を取り込むことができました。しかし、前事業年度中に行われた衆議院選挙時の売上高を上回ることができず、前事業年度以上の売上高を確保することができませんでした。「web制作・各種受託開発」は、自治体案件を中心に前事業年度並みの売上高を確保することができ、「てくてくスタンプ」は、主に自治体主催のwebスタンプラリーへの導入が推進でき、前事業年度以上の売上高を計上することができました。

このようにIP Geolocation事業は人的投資に見合う収益を確保できない結果となりましたが、「どどこJP」を中心としたサブスクリプションサービスにつきまして、技術面においては新機能追加を中心としたサービスアップデートの継続実施、営業面においては各種イベント出展による認知度の向上や無料相談会の実施などによる解約低減策を実施し、顧客数の増加を図ってまいります。

これらの結果、当事業年度における同事業の売上高は709,136千円(前事業年度比3.3%増)、セグメント利益は61,586千円(同47.5%減)となりました。

(IPアドレス移転事業)

第1四半期会計期間中に仲介をした大口案件をはじめ、ケーブルテレビ局を中心に複数案件の仲介を行うことができたことにより、当事業年度における同事業の売上高は58,344千円(前事業年度比41.2%増)、セグメント利益は54,543千円(同41.9%増)となりました。

事業別売上高

(単位：千円)

セグメント	第23期 (2022年6月期) (前事業年度)		第24期 (2023年6月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	増減率(%)
IP Geolocation 事業	686,618	94.3	709,136	92.4	22,517	3.3
IPアドレス移転 事業	41,317	5.7	58,344	7.6	17,026	41.2
合 計	727,936	100.0	767,480	100.0	39,543	5.4

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は9,820千円であり、主にIP Geolocation事業におけるソフトウェアの開発に係る投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 2020年度	第 22 期 2021年度	第 23 期 2022年度	第 24 期 2023年度 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	475,145	583,658	727,936	767,480
経 常 利 益 (千円)	31,556	50,036	145,769	117,304
当 期 純 利 益 (千円)	22,730	35,306	99,375	37,991
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	19.73	30.34	71.23	24.98
総 資 産 (千円)	298,600	392,369	715,744	703,368
純 資 産 (千円)	138,462	178,494	526,499	559,727
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	120.19	149.74	350.35	361.39

- (注) 1. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、また、2022年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当社は、以下の7点を主な対処すべき課題として取り組んでおります。

① 「SURFPOINT™」の継続的な拡充

当社事業の土台となるデータベースである「SURFPOINT™」の精度をより高いレベルで維持管理していくために、すでに取り込んである情報について専門調査員（ネットトレーサー）による詳細な調査とデータ反映を今後も日々継続してまいります。併せて外部の有料・無料の各種有益な情報を今後も継続して取り入れ、顧客のニーズを先取りした細かなターゲティング対応を行ってまいります。

② 「どこどこJP」売上の拡大

「どこどこJP」は、「SURFPOINT™」に蓄積された位置情報、企業情報、利用回線、気象情報ほか様々なデータを利用して顧客のマーケティング活動、広告活動、不正アクセス防止等の各種用途にご利用いただいております。顧客には比較的長期にわたって継続してご利用いただける当社の主要なサービスであり、当社の安定した収益源となっております。今後も既存顧客の解約を減らし、新規顧客の獲得を推進するための営業上の各種施策を打ち出して、飽きられないサービスとして顧客のニーズに対応してまいります。

③ 「どこどこad」でのきめ細かい顧客対応の強化

インターネット広告配信サービスを提供する「どこどこad」プラットフォームは顧客の用途に応じてセグメントしたターゲットに対してバナー広告を配信することができます。顧客に利用頻度を高めていただくために、コンサルティング活動を行って実際の利用シーンを想定した活用例を提案し、具体的な質問や要望に対応するきめ細かい活動に努めてまいります。

④ 新領域に関しての研究調査

当社の現在の主力事業はIPアドレスを活用したものであり、現状、IPv4アドレスを主力として取り扱っておりますが、一部IPv6アドレスに対応したサービスも実施しております。将来的にはIPv6アドレスへの本格的な移行が行われることが想像されます。当社もこの動きに後れをとることのないよう、IPv6アドレスデータベースの充実及び対応サービスの拡充を図ってまいります。

⑤ 営業体制の更なる強化

独自性の高いサービスを創出し、拡販していくためには、より強固な営業体制を確立することが重要であると認識しております。顧客のニーズを汲み取りながら適切なサービスを販売する直接販売の利点を活かし、顧客との信頼関係を構築することで、長期取引につながるものと

考えております。そのため、顧客の属性やニーズに適した営業体制や営業手法の確立に加え、営業人員個々の営業スキルの向上にも努めてまいります。

⑥ 人材の育成・教育

当社は、事業を拡大していくうえで、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材の獲得及び育成に注力してまいります。そのため、幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の充実、人事評価制度の拡充、業務の合理化・効率化、外部ノウハウの活用等、積極的に取り組んでまいります。

⑦ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社ならびに各事業の取引形態に即した内部管理体制を構築する等、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

(7) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業区分	事業内容
IP Geolocation事業	<p>IPアドレスに様々な情報を組み合わせた当社のデータベースであります「SURFPOINT™」を維持管理し、これをベースに、顧客のサイト閲覧者の属性に合う各種サービスをSaaS^(*1)またはAPI^(*2)で提供しております。また、各種webサイト制作等のwebマーケティングサポートや、webスタンプリヤーをはじめとした自治体向けの観光アプリ等の受託・開発を行うシティブロモーション（自治体が行う宣伝活動・広報活動・営業活動）を支援するサービスを提供しております。</p> <p>(*) 1. SaaSとは、クラウド経由で提供されるソフトウェアのことを指します。 2. APIとは、プログラムから当該のソフトウェアを操作するためのインターフェイスのことを指し、ソフトウェアの一部をweb上で公開して他のソフトウェアの機能を埋め込んで利用できるようにしたものです。</p>
IPアドレス移転事業	<p>法人や各種団体が保有しているものの使用せず余っているIPアドレスを、必要とする企業各社等への売却仲介を行うサービスを行っております。</p>

(8) 主要な事業所 (2023年6月30日現在)

本 社	静岡県三島市
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
那覇コンタクトセンター	沖縄県那覇市

(注) 2023年3月31日付で大阪営業所を閉鎖いたしました。

(9) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
39名 (18名)	3名増 (7名増)	36.0歳	4.5年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員及びパートタイマー) は、最近1年間の平均人員を () に外数で記載しております。また、IPアドレス移転事業専従の使用人は存在しないためセグメント別の記載はしていません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

該当事項はありません。

(11) その他、会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 普通株式 4,608,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 1,548,800株

(注) 新株予約権の権利行使に伴い、発行済株式の総数が46,000株増加しております。

(3) 株主数 407名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
小川武重	348,000株	22.47%
株式会社エレファント	324,000株	20.92%
株式会社キャピタルバンク	176,000株	11.36%
山本敬介	142,400株	9.19%
遠藤寿彦	69,400株	4.48%
福井隆一	33,800株	2.18%
Geolocation Technology従業員持株会	32,899株	2.12%
加藤龍一	20,500株	1.32%
株式会社MASA	20,000株	1.29%
株式会社NORIKO	20,000株	1.29%

(注) 持株比率は自己株式 (6株) を控除して計算しております。

(注) 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第 4 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2017年3月30日	2021年4月30日
新 株 予 約 権 の 数	10個	200個
新 株 予 約 権 の 目 的 と 新 なる 株 式 の 種 類 と 数	普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり40,000円 (1株当たり 100円)	新株予約権1個当たり52,500円 (1株当たり 262.5円)
権 利 行 使 期 間	2019年4月1日から 2026年3月30日まで	2023年5月1日から 2031年4月30日まで
行 使 の 条 件	(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況 取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数: 10個 目的となる株式の数: 4,000株 保有者数: 1名	新株予約権の数: 10個 目的となる株式の数: 2,000株 保有者数: 1名

(注) 1. 行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

2. 行使の条件は、以下のとおりです。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。新株予約権の割当日以降、いずれかの日において、当社の時価総額（その時点における当社の普通株式が上場する証券取引所運営市場における当社の普通株式1株当たりの終値に、当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式を除く。）を乗じて算出する。）が金4億円を超過すること。新株予約権の割当日以降、当社の通年における一の事業年度にかかる経常利益が金35百万円を超過し、その計算書類が当社の定時株主総会で承認されること。

3. 2020年10月6日付で行った普通株式1株を200株とする株式分割、また、2022年1月1日付で行った普通株式1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本敬介	
取締役	藤田浩	管理部長
取締役	杉崎厚哉	技術開発部長
取締役	藤田耕一	営業部長
取締役	古川憲司	
常勤監査役	吉原明雄	吉原明雄税理士事務所 所長
監査役	茂田井純一	株式会社アカウンティング・アシスト 代表取締役
監査役	小川基幸	小川基幸法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役古川憲司氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉原明雄氏、監査役茂田井純一氏及び監査役小川基幸氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役吉原明雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役茂田井純一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役小川基幸氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役古川憲司氏、監査役茂田井純一氏及び監査役小川基幸氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 藤田浩氏は、2023年8月4日に一身上の都合により取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役古川憲司氏、監査役茂田井純一氏及び小川基幸氏と、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険契約期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (千円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9 (2)	51,253 (2,380)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (3)	12,818 (12,818)
計	12 (5)	64,071 (15,198)

- (注) 1. 上記の取締役の支給人員には、2022年9月29日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 役員報酬限度額(年額)は、取締役は2018年9月28日開催の定時株主総会で250,000千円以内(決議時点の取締役の員数5名)、監査役は2018年9月28日開催の定時株主総会で80,000千円以内(決議時点の監査役の員数3名)と決議しております。
3. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役吉原明雄氏は、吉原明雄税理士事務所の所長であります。吉原明雄税理士事務所と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役茂田井純一氏は、株式会社アカウンティング・アシストの代表取締役であります。株式会社アカウンティング・アシストと当社との間には特別の関係はありません。
 - ・ 監査役小川基幸氏は、小川基幸法律事務所の代表であります。小川基幸法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	古川憲司	2022年9月29日の就任後、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、経営全般の豊富な経験と高い見識に基づき、社外取締役としての実践的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、取締役就任後に開催された監査役会9回の全てに出席し、監査役と相互に意見交換を実施しております。
監査役	吉原明雄	当事業年度に開催された取締役会21回の全て、監査役会14回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会において、当社の業務監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	茂田井純一	当事業年度に開催された取締役会21回の全て、監査役会14回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会において、当社の業務監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	小川基幸	当事業年度に開催された取締役会21回の全て、監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、監査役会において、当社の業務監査等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,000千円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	5,225千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、内部統制報告制度におけるIT統制の文書化及び評価に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、役職員に周知徹底させる。
 - (b) リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
 - (c) 役職員の職務の執行の適正性を確保するため、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき適法性ならびに有効性及び効率性の観点から内部監査を実施する。

- ② 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書その他の重要な情報については「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」に従い、文書又は電子文書に記録し、定められた期間適切に保存及び管理を行う。
 - (b) 取締役、監査役その他関係者は、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備及び見直しを行う。
 - (b) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見及び未然防止を図り、緊急事態発生時の対応を定める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の職務の執行を効率的に行うために、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

- (b) 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、人員を設置する。
 - (b) 当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
 - (c) 当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けない。
 - (d) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に関する職務を優先する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
 - (b) 「内部通報規程」を定め、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
 - (c) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求め、必要な書類の閲覧を行うことができる。
- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - (b) 監査役が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開いて意思の疎通及び意見交換を実施する。

(b) 監査役は、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と意見交換を行い、連携を保ちながら調査及び報告を求める。

⑨ 反社会的勢力排除のための体制

- (a) 反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
- (b) 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する。
- (c) 「反社会的勢力対策規程」を定め、役職員の平素からの対応及び事案発生時の組織対応を明文化し、役職員に周知徹底して反社会的勢力に関する意識の浸透を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システムの全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を順守するための取組みを継続的に行っております。

③ リスク管理体制

リスクコンプライアンス委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	655,633	流 動 負 債	141,300
現金及び預金	557,409	買掛金	2,376
売掛金	70,205	未払金	26,475
貯蔵品	123	未払費用	34,615
前払費用	25,735	未払法人税等	15,366
その他	2,256	前受金	49,447
貸倒引当金	△97	その他	13,018
固 定 資 産	47,734	固 定 負 債	2,340
有 形 固 定 資 産	3,541	その他	2,340
建物	1,920	負 債 合 計	143,640
工具、器具及び備品	1,620	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	11,497	株 主 資 本	554,473
ソフトウェア	11,031	資 本 金	229,186
その他	465	資 本 剰 余 金	220,686
投 資 そ の 他 の 資 産	32,696	資本準備金	220,686
投資有価証券	18,450	利 益 剰 余 金	104,608
敷金	1,313	利益準備金	1,502
長期前払費用	4,951	その他利益剰余金	103,105
繰延税金資産	7,981	特別償却準備金	369
		繰越利益剰余金	102,736
		自 己 株 式	△8
		新 株 予 約 権	5,254
資 産 合 計	703,368	純 資 産 合 計	559,727
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	703,368

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		767,480
売 上 原 価		272,058
売 上 総 利 益		495,421
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		379,291
営 業 利 益		116,130
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6	
助 成 金 収 入	285	
講 演 謝 金	403	
リ ベ ー ト 収 入	471	
そ の 他	7	1,174
経 常 利 益		117,304
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	43,050	43,050
税 引 前 当 期 純 利 益		74,254
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	36,127	
法 人 税 等 調 整 額	136	36,263
当 期 純 利 益		37,991

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年 7 月 1 日)
(至 2023年 6 月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計
				特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	224,536	216,036	216,036	-	700	80,944	81,645	△8	522,208	4,290	526,499
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	4,650	4,650	4,650	-	-	-	-	-	9,301	△2,101	7,200
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-	△331	331	-	-	-	-	-
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△15,027	△15,027	-	△15,027	-	△15,027
利 益 準 備 金 の 積 立	-	-	-	1,502	-	△1,502	-	-	-	-	-
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	37,991	37,991	-	37,991	-	37,991
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,064	3,064
当 期 変 動 額 合 計	4,650	4,650	4,650	1,502	△331	21,792	22,963	-	32,264	963	33,228
当 期 末 残 高	229,186	220,686	220,686	1,502	369	102,736	104,608	△8	554,473	5,254	559,727

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 4年～6年

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 会社収益及び費用の計上基準

当社は、IP Geolocation事業とIPアドレス移転事業を主な事業とし、IP Geolocation事業では、「SURFPOINT™」「どこどこJP」「らくらくログ解析」といった「サブスクリプションサービス」、IPアドレスから判定される位置情報等で、配信する対象の絞り込みやターゲティングができる「どこどこad」を利用した「広告配信サービス」、各種webサイト制作等のwebマーケティングサポート及び自治体向けの観光アプリ等の受託・開発、また、それらの運用保守を行う「web制作・各種受託開発サービス」の3つを提供しております。

また、IPアドレス移転事業では、IPアドレス売買における売主と買主の間に立って条件交渉及び取引成立に向けた調整を行い、IPアドレス移転契約を成立させ、IPアドレスの引き渡しまでをサポートするIPアドレス売買の仲介サービスを提供しております。

① サブスクリプションサービス

顧客の希望するデータ収集対象環境（webサイト等）から当社のIPアドレスデータベースにアクセス・参照した都度、IPアドレスデータが提供され、履行義務が充足すると判断されることから、当該時点にて収益を認識しております。

② 広告配信サービス

顧客との契約に基づきSSP（サプライサイドプラットフォーム＝広告枠販売業者）において取引が成立した広告枠に対し、顧客が登録したバナー広告を一定期間配信する提案型のサービスであり、企業が履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受するものであるため、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき一定期間にわたり収益認識を行っております。なお、進捗度の測定は、期末日までの広告配信回数によっております。

③ web制作・各種受託開発サービス

web制作・各種受託開発サービスについては、一定期間にわたり移転される財及びサービスと、一時点で移転される財及びサービスを含んでおり、取引内容によって区分しております。納品した成果物に対する顧客の検収に従い、顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されると判断した取引は、その一時点で収益を認識しております。一方で、運用保守サービスや上記以外の取引においては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき一定期間にわたり収益認識を行っております。

④ IPアドレス売買の仲介サービス

IPアドレスの所有権移転までに必要な一切の業務について履行義務を負っており、当該履行義務は仲介契約の目的物であるIPアドレスが買主へ引き渡された時点を以て仲介業務が完了し、履行義務が充足されるため、売主から買主へのIPアドレス引き渡し完了時点において収益を計上しております。

なお、当該取引については、当社が代理人に該当すると判断し、IPアドレス売買における仲介手数料を収益として認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を第24期の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(投資有価証券の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 18,450千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

投資有価証券については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。投資有価証券の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には相当の減損処理を行っておりますが、回復する見込があると認められる場合には減損処理を行わないことがあります。

②主要な仮定

投資有価証券の評価における重要な見積りは、取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画であり、その将来利益計画の重要な仮定は、投資先の作成した事業計画、当該計画の実現可能性、及びそれらに基づく回復可能性であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,959千円

5. 損益計算書に関する注記

投資有価証券評価損

当事業年度において、当社が保有する「投資有価証券」に区分される有価証券のうち、市場価格のない株式について、実質価額が著しく低下したことにより、投資有価証券評価損を特別損失に計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,548,800株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 6株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	15,027千円	10.00円	2022年6月30日	2022年9月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
2023年9月28日開催の第24回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年9月28日 定時株主総会	普通株式	7,743千円	利益剰余金	5.00円	2023年6月30日	2023年9月29日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2017年3月30日	2021年4月30日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,000株	40,000株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	1,313
未払費用	4,509
減価償却超過額	1,470
敷金償却否認額	710
新株予約権	1,595
未払金否認額	819
投資有価証券評価損否認	13,069
その他	29
繰延税金資産小計	23,518
評価性引当額	△15,375
繰延税金資産合計	8,142
繰延税金負債	
利益処分特別償却準備金	△160
繰延税金負債合計	△160
繰延税金資産の純額	7,981

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は事業提携のための非上場株式の取得や安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

未払金は、営業上の取引による未払いであり、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

b. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次ベースで資金繰り状況を管理するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における現金及び預金、売掛金、前受金、未払金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	18,450

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現 金 及 び 預 金	557,409	—	—	—
売 掛 金	70,205	—	—	—
合 計	627,615	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

当事業年度	報告セグメント		
	IP Geolocation 事業	IPアドレス移転 事業	計
サブスクリプションサービス	486,699	－	486,699
広告配信サービス	37,932	－	37,932
web制作・各種受託開発サービス	184,504	－	184,504
IPアドレス移転サービス	－	58,344	58,344
顧客との契約から生じる収益	709,136	58,344	767,480
外部顧客への売上高	709,136	58,344	767,480

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	57,862
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	70,205
契約負債（期首残高）	58,071
契約負債（期末残高）	49,447

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に計上しております。

契約負債は、主に、サブスクリプションサービスにおける顧客からの前受金であります。なお、当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、50,855千円であります。

11. 1株当たり情報に関する事項

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 361円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 24円98銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

追加情報

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当事業年度における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

独立監査人の監査報告書

2023年8月9日

株式会社Geolocation Technology

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員

公認会計士

嶋原 泰貴

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

嶋田 聖

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Geolocation Technologyの2022年7月1日から2023年6月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査担当者及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月14日

株式会社Geolocation Technology 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 吉原 明 雄

監査役（社外監査役） 茂田井 純 一

監査役（社外監査役） 小川 基 幸

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、成長投資余力の確保と株主還元の両立を意識した経営を実践し、各事業年度の業績推移、財務状況等の経営成績を勘案しながら株主還元を検討することを基本方針としております。

このような方針に基づき、第24期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円00銭といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、7,743,970円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を可能とするため、会社法第459条第1項及び第460条第1項の定めに基づき、当社の定款に第43条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものです。併せて、本新設規定と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）、第44条（剰余金の配当の基準日）第2項及び第45条（中間配当）を削除し、各変更に伴う条数の変更を行うものです。

この当該定款一部変更につき、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 （条文省略） <u>（自己の株式の取得）</u>	第1条～第6条 （現行どおり） （削 除）
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	第7条～第42条 （現行どおり） <u>（剰余金の配当等の決定機関）</u>
第8条～第43条 （条文省略） （新 設）	第43条 <u>当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u>
（剰余金の配当の基準日）	（剰余金の配当の基準日）
第44条 （条文省略） <u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	第44条 （現行どおり） （削 除）
<u>（中間配当）</u>	（削 除）
第45条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。</u>	
第46条 （条文省略）	第45条 （現行どおり）

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	やまもと けいすけ 山本 敬介 (1974年2月12日)	1992年4月 陸上自衛隊入隊 1996年3月 同隊任期満了 1996年4月 有限会社クリエイト（現静岡インターネット株式会社）入社 2000年2月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2016年12月 株式会社エレファント代表取締役就任（現任） 2019年6月 特定非営利活動法人ふじのくに情報ネットワーク機構理事就任（現任） 2021年10月 一般社団法人静岡イノベーションベース理事就任（現任）	466,400株
	<p>【取締役候補者とした理由】 山本敬介氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として22年にわたり、経営を指揮し当社を成長させてきました。候補者の経営実績、事業における幅広い知識、優れたリーダーシップは、当社のさらなる企業価値向上に引き続き必要であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
2	すぎざき あつや 杉崎 厚哉 (1967年2月15日)	1990年4月 富士通株式会社入社 2021年9月 当社入社 2022年7月 技術開発部第2課長 2022年9月 当社取締役技術開発部長就任（現任）	1,515株
	<p>【取締役候補者とした理由】 杉崎厚哉氏は、技術開発部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2022年より当社取締役に就任しております。技術開発部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
3	ふじ た こういち 藤田 耕一 (1967年11月14日)	1991年4月 日本タイムシェア株式会社（現TIS株式会社）入社 2006年1月 インフォテック株式会社入社 2010年1月 株式会社来夢多入社 2011年4月 株式会社ジェーエムエーシステムズ入社 2013年9月 インヴェンティット株式会社入社 2022年6月 当社入社営業部営業企画課長 2022年9月 当社取締役営業部長就任（現任）	-
	<p>【取締役候補者とした理由】 藤田耕一氏は、営業部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、2022年より当社取締役に就任しております。その後も、営業部門を指揮・統括し、経営上の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	ふるかわ けんじ 古川 憲司 (1956年2月24日)	1978年4月 コンピューターサービス株式会社（現SCSK株式会社）入社 1991年9月 株式会社シー・エス・ケイ総合研究所出向 2000年2月 同社取締役就任 2001年8月 株式会社シーアールアイ・ミドルウェア（現株式会社CRI・ミドルウェア）取締役就任 2010年3月 同社代表取締役社長就任 2013年4月 同社代表取締役会長就任 2015年6月 株式会社ベリサーブ社外取締役就任 2020年12月株式会社CRI・ミドルウェア顧問就任 2022年9月 当社社外取締役就任（現任） (重要な兼職の状況) 該当事項はございません。	1,500株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 古川憲司氏は、上場企業の代表取締役社長等を歴任し、長らく経営者として活躍されており、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しております。2022年より当社社外取締役に就任しておりますが、取締役会にてその知識と経験を活かした有益な提言をいただいております。引き続き、経営の監督機能強化への貢及び幅広い客観的な視点からの助言が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【在任期間】 1年</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 古川憲司氏は、社外取締役候補者であり、福岡証券取引所の定める独立役員要件を満たしております。当社は同氏を独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険契約の内容は事業報告「4. 会社員の状況 (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、古川憲司氏との間で、会社法第427条第1項にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 山本敬介氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社エレファントが所有する株式数を含んでおります。
6. 各候補者の所有する当社の株式数は、2023年6月30日現在のものです。

以上

定時株主総会会場ご案内図

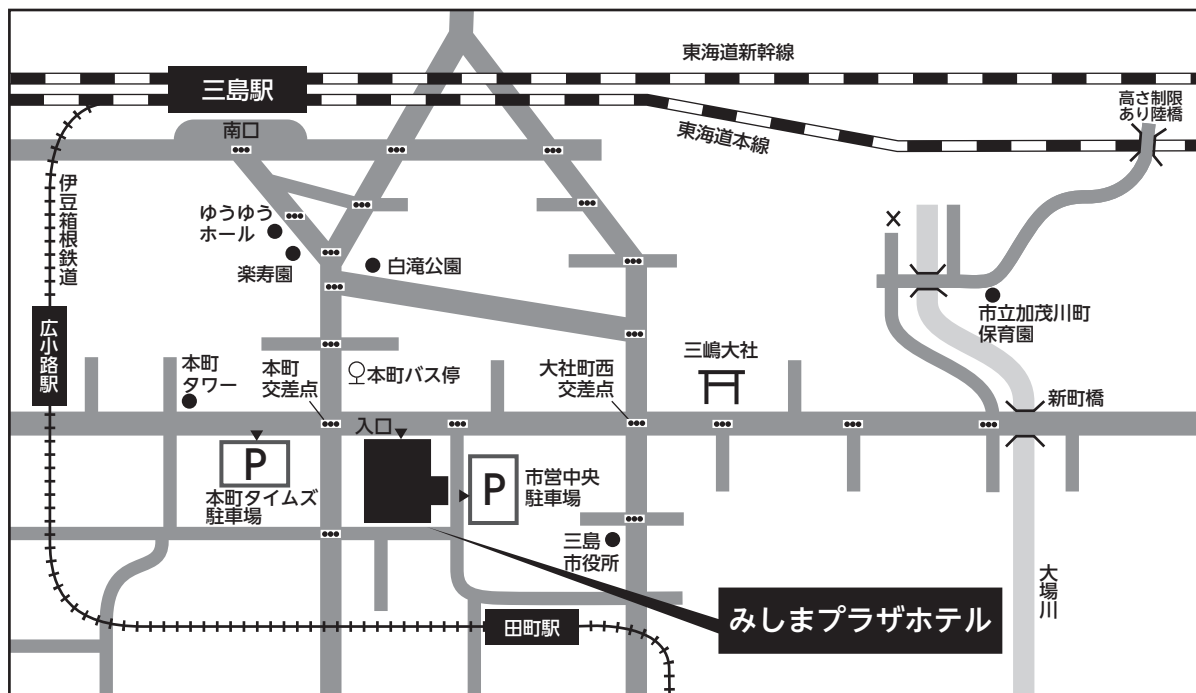
会場

みしまプラザホテル7階 マリアソーレ
〒411-0855 静岡県三島市本町14-31

(会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)

交通

JR三島駅南口より徒歩12分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。